



令和8年7月29日

九州運輸局

自動車検査証の有効期間を伸長します

～令和8年熊本地震による被害を受けて～

令和8年熊本地震の被害に伴い、熊本県に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が7月29日から8月28日までの車両について、8月31日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

1. 令和8年熊本地震の被害に伴い、被害地域に使用の本拠の位置を有する自動車は、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生じるおそれがあります。

このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日公示したのでお知らせします。

なお、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、令和8年8月31日の継続検査を申請する時までに契約すればよいこととなります。

○ 対象となる自動車（登録自動車及び検査対象軽自動車）

対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和8年7月29日から8月28日までのもの

○ 伸長後の有効期間満了日

自動車検査証の有効期間を満了する日を、令和8年8月31日まで伸長

○ 継続検査の手続き

対象となる自動車については、令和8年8月31日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○ 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが伸長する日までを限度して猶予されます。

詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

2. なお、今後の状況に応じ、有効期間の再伸長及び対象地域の拡大等を検討してまいります。

連絡先：

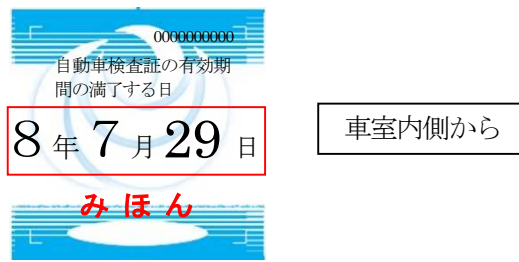
国土交通省 九州運輸局 自動車技術安全部

技術課 桂、大塚

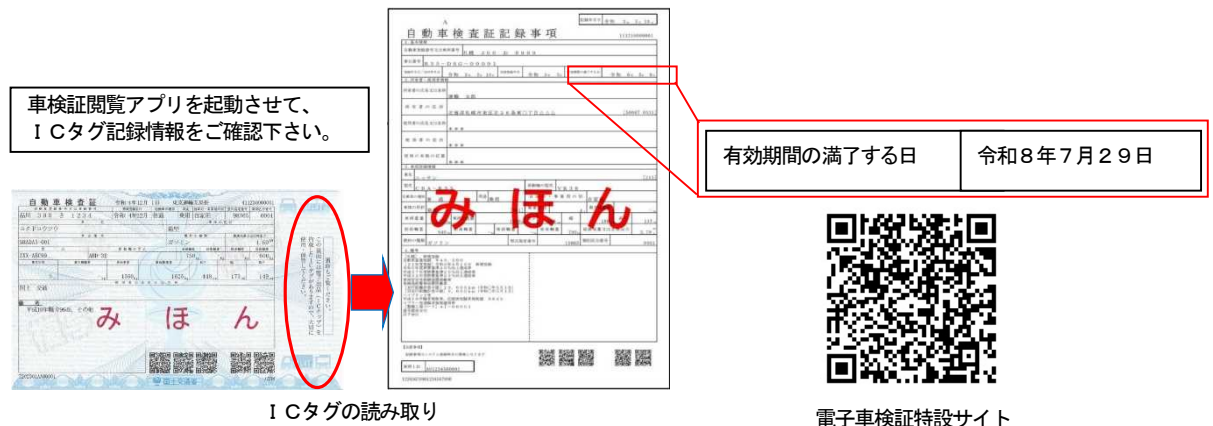
Tel 092-472-2539

3. 自動車検査証の有効期間の満了する日の確認方法

(1) 【検査標章（ステッカー）の場合】（ナンバープレート用を除く）



(2) 【電子車検証の場合】（車検証閲覧アプリ対応のPC／スマートフォン等が必要になります。）



<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/application/>

(参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 熊本運輸支局長の公示

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本抛の位置を有する自動車であつて、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和8年7月29日から令和8年8月28日のものは、令和8年8月31日をもって満了するものとする。

記

熊本県

令和8年7月29日

九州運輸局 熊本運輸支局長